

転出者（有権者）のみなさまへ

令和8年9月13日（日）は、沖縄県知事選挙の投票日です。

金武町の選挙人名簿に登録されている方で、沖縄県内の他市町村へ転出された方（※1）は、下記の方法で投票することができます。大切な一票をぜひ投票してください。

※1 転出先の市町村の選挙人名簿に登録された方を除きます。

投票日当日

○ 転出前（金武町）の市町村で投票

告示日の翌日から投票日の前日までの投票

○ 期日前投票：転出前（金武町）の期日前投票所

○ 不在者投票：現在地（最寄り）の市町村の選挙管理委員会

※不在者投票を行う場合は、転出前（金武町）の選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受けなければなりませんので、早めにご請求ください。

注意事項

- 投票日当日及び期日前投票をする際、また不在者投票に係る投票用紙等の請求をする際には「**引き続き住所を有する証明書（居住証明書）**」、または住民票抄本を提示するほか、**口頭により確認を申請する**必要があります。
- 居住証明書はいずれの市町村でも申請することができます。
- 投票のできる時間、居住証明書の窓口対応時間等、詳しくは下記選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

金武町選挙管理委員会

住所：金武町字金武1番地

電話：098-968-2111